

議案第 6 3 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第 9 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に、「同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。」を「同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。」に改める。

附則第 10 項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所

属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 11 項及び第 12 項を削る。

附則第 13 項中「とする。」を「と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 14 項を削る。

附則第 15 項中「とする。」を「と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 16 項中「とする。」を「と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 17 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に、「とする。」を「と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用利子等額」とする。」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 18 項を附則第 15 項とする。

附則第 19 項を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

第 2 条 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。